

【小児慢性特定疾病児童等】日常生活用具の給付対象者一覧

種目	対象者	性能等	耐用 年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルで温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの	8年	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸収されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容	5年	73,700円

		易に使用できるもの		
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの		41,580円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	5年	173,250円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの		113,520円
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの		149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの		128,700円

自己負担基準額表

階層 区分	世帯階層（細）区分		徴収基準 月額（円）	徴収基準加算 月額（円）	
A階層	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯		０	０	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		１，１００	１１０	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		２，２５０	２３０	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額３，０００円以下	D１階層	２，９００	２９０
		３，００１～５，８００円	D２階層	３，４５０	３５０
		５，８０１～８，７００円	D３階層	３，８００	３８０
		８，７０１～１３，０００円	D４階層	４，２５０	４３０
		１３，００１～１７，４００円	D５階層	４，７００	４７０
		１７，４０１～２２，４００円	D６階層	５，５００	５５０
		２２，４０１～２８，２００円	D７階層	６，２５０	６３０
		２８，２０１～５８，４００円	D８階層	８，１００	８１０
		５８，４０１～７５，０００円	D９階層	９，３５０	９４０
		７５，００１～９６，６００円	D１０階層	１１，５５０	１，１６０
	９６，６０１～１２１，８００円	D１１階層	１３，７５０	１，３８０	

		121,801～175,500円	D12階層	17,850	1,790
		175,501～221,000円	D13階層	22,000	2,200
		221,101～380,000円	D14階層	26,150	2,620
		380,801～549,000円	D15階層	40,350	4,040
		549,001～579,000円	D16階層	42,500	4,250
		579,001～700,900円	D17階層	51,450	5,150
		700,901～849,000円	D18階層	61,250	6,130
		849,001～1,041,000円	D19階層	71,900	7,190
		1,041,001円以上	D20階層	全額	左の徴収基準 月額の10パーセント。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円